

↑札資格の係より

「農繁期の時期は勤務できない人だが土木の国家資格を持っているので、技術者として雇用し経審に載せていたら、建設業法違反だと営業停止処分を受け、入札資格の格付も落ちた…来年は挽回できるだろうか?」とA社から相談がありました。大分県の場合、入札資格を申請する年度に建設業法違反で①指示処分②営業停止処分③一部業種の許可取消処分…等が

「建設業協会の研修会で県職員の講師が、今年から”リース取引に関する会計基準”の改正で”実質的に割賦販売と同じリース取引は決算書で売買同様の処理を行う…”と説明した。顧問税理士に尋ねたら「今まで通りでいい」というが、建設機械のリース会社の人には「3百万円以上は売買の処理で…」という。経審の評点との関係もあるし、どうしたらいいのか?」とはB社からの質問です。WIS”公共データの税理士によると、この新基準はすで

あると総合点数から①で30点②で45点③で60点減点(主観点数)されます。ところが昨年から経審の客観点数でも決算日前1年間の①で22点②で45点減点される事に。この結果、処分日と決算日との関係では、一度に二重減点される者と、2年に分けて減点される者が生じる事になり

決算期で不公平な県の格付減点倍に!! 基準に問題

格付けの公平が保たれなくなる恐れが生じました。県に聞くと「客観点は国が、主観点は県が決めた基準。業者毎に対応したら切りがない」との答。今月開催される県の説明会で何らかの話があるかな??

に08年の4月以降開始する事業年度から適用され、法人税法でも同時期以降に締結されるリース契約から売買に準じた処理をする事となっていたそうです。建設業法の対応が2年遅れになったという事で、リース物件を資産に上げると同時に負債にもリース債務として計上するので、経審の経営状況分析評点は下がってきます。重要性が乏しいリース資産は従来どおりの処理でもOKとの事ですので、リースを慎む方が大事ですね。



リース取引の評点 ↓ 安易な契約は慎むべし 処理方法で…

許可認可の係より



住宅かし担保履行法による今年4～9月に引き渡した新築住宅の届出は、10/1～10/21です。